

65歳以上の方の介護保険料

問い合わせ

・知多北部広域連合 事業課 ☎052-689-2261
・役場 ふくし課 内線127



本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合うための社会保障制度です。40～64歳の方は、国民健康保険税や職場の医療保険料と合わせて納付しますが、65歳以上の方は、知多北部広域連合に納付します。

保険料額が改定されます

保険料基準額（年額6万6,396円）を基準にして、前年所得等に基づき所得段階別に保険料を決定します。詳細は7月中旬に送付する介護保険料額決定通知書で確認してください。

賦課期日は4月1日

4月1日以降新たに被保険者資格を取得した方は、資格を取得した月（65歳以上で新たに住民となった方は、住民となった日の属する月、4月2日以降に65歳に到達する方は誕生日の前日の属する月）から保険料の賦課が始まります。

減免は相談を

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う主たる生計維持者の減収や災害などにより、保険料の納付が困難な方は減免制度が利用できる場合がありますので、問い合わせ先へ相談してください。

納付方法は3種類

- ① 年金からの天引き（特別徴収）
 - ② 納付書による納付（普通徴収）
 - ③ □口座振替（普通徴収）
- 年6回に分けて保険料を納付します。8月の年金も仮徴収として介護保険料の天引きをしますが、10月以降の年金で、仮徴収した保険料と確定した保険料との差額を天引き（本徴収）して調整します。

65歳以上の普通徴収に該当する方へ

- 便利で安心の□口座振替に変更を
□口座振替を希望される方は、役場ふくし課、知多北部広域連合または金融機関で手続きができます。
・持ち物 利用する□座の通帳と通帳印
- コンビニエンスストアでも納付できます
バーコード付きの納付書

納付方法	納付時期
特別徴収 年金からの天引き	第1期分（4月年金・仮徴収） 第2期分（6月年金・仮徴収） 第3期分（8月年金・仮徴収） 第4期分（10月年金・本徴収） 第5期分（12月年金・本徴収） 第6期分（ 令和 2月年金・本徴収）
普通徴収 納付書による納付 または□口座振替	第1期分（8月2日納期限） 第2期分（8月31日納期限） 第3期分（9月30日納期限） 第4期分（11月1日納期限） 第5期分（12月27日納期限） 第6期分（ 令和 2月28日納期限）

※4月以降に65歳になった方や転入した方などで6、8、10、12、2月の各月1日時点の状況で、年金保険者（日本年金機構など）から連絡があった方は約6か月後の年金から天引き

※特別徴収対象年金は、老齢（退職）年金、障害年金および遺族年金

※普通徴収の方が納付書で納付できる場所は納付書裏面をご確認ください。

負担割合証

はコンビニエンスストアで介護保険料のお支払いが可能です。
ただし、納付書記載の「コンビニエンスストア使用期限」を過ぎた納付書およびバーコードが印字されていない納付書は、コンビニエンスストアでの取扱いができませんのでご注意ください。
サービスを利用する際にかかった費用のうち、自己負担分（所得金額等に応じて1～3割）をお支払いいただけます。要介護・要支援認定を受けている方全員に負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を送付いたしますので、サービスを利用される方は、ケアマネジャーおよびサービス事業者へ提示してください。

介護サービス 利用に関する 法律相談 (無料、予約制)

●と き

8月5日(木)
午後1時30分～4時30分

●ところ

東海市しあわせ村保健福祉
センター

●内 容

介護サービスの利用上で
生じたサービス事業者との
トラブルに関する相談で、
法律問題を含むもの

※例…請求された料金が契
約と異なる、サービス事
業者の対応により精神的
あるいは肉体的苦痛を感
じた、サービス提供時に
身体的あるいは財産的な
損害を受けたなど

●対 象

知多北部広域連合から要介
護または要支援の認定を受
けた被保険者およびその介
護者

●定 員 6名(先着順)

●応対者

熊田法律事務所弁護士

●その他

- ・同一案件は3回まで
- ・相談したい内容を具体的に整理しておくこと

●申込み

7月8日(木)～21日(水)の
平日午前8時30分～午後5
時に電話で問い合わせ先へ

●問い合わせ

知多北部広域連合 総務課
☎052-689-1651

65歳以上の方の介護保険料

利用者負担段階区分		上限額
8月 から	現役並み所得者 ※1(7月まで)	世帯44,400円
	年収約1,160万円以上	世帯140,100円
	年収約770万円以上 約1,160万円未満	世帯93,000円
	年収約383万円以上 約770万円未満	世帯44,400円
一般		世帯44,400円
住民税世帯非課税		世帯24,600円
・課税年金収入額およびその 他の合計所得金額の合計が80万 円以下の人 ※2 ・老齢福祉年金の受給者		個人15,000円
生活保護の受給者		個人15,000円
利用者負担を15,000円に減額する ことで、生活保護の受給者となら ない場合		世帯15,000円

※1 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がい
て、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人
以上の場合520万円以上ある世帯の人

※2 「その他の合計所得金額」は、地方税法上の「合計所得金
額」(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額)
から課税年金の所得金額を控除した金額。なお、土地等の売
却などに係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得および
短期譲渡所得に係る特別控除額を控除。給与所得が含まれて
いる場合は、給与所得から10万円を控除した金額

保険料の 所得段階	減免の対象となる要件	利用者負担額 の減免割合
第1 段階	(1) 世帯の年間合計収入が98万 円(世帯員2人の場合は32万 円加算した額、以後世帯員が1 人増える毎に32万円加算した 額)以下の方(年金なども含む)	負担額の 4分の3 を減免する
第2 段階	(2) 市町村民税の課税者に扶養 されていない方(同一生計者 を含む)	負担額の 2分の1 を減免する
第3 段階	(3) 世帯の預貯金額の合計が 350万円(世帯員2人の場合 は100万円加算した額、以後 世帯員が1人増える毎に100 万円加算した額)以下の方	
	(4) 介護保険料を滞納していな い方	

高額介護 サービス費の申請

同じ月に利用した介護保
険サービスの利用者負担を

合算(同じ世帯内に複数の
利用者がいる場合には世帯
合算)し、上限額を超えた
ときは、申請により超えた
分が「高額介護サービス費」

として後から支給されます。
令和3年8月から現役並み
所得者の区分が細分化され、
上限額が変わります。

減免制度

次表のすべての項目に該
当する方(生活保護受給者
を除く)は、利用者負担の

減免を受けることができま
す。利用者負担の減免申請
は役場もしくは課または知多
北部広域連合に申請書を提
出してください。